平成２４年（フ）第２５０号
横浜市栄区小菅ケ谷４丁目６番９―205号
債務者　久田　和男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１号
横浜市栄区本郷台３丁目26番４号
債務者　茨田美佐子（旧姓久田）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９２号
神奈川県大和市福田４丁目15番地12　プランヴェール渋谷Ⅱ103
債務者　野口　道男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９６号
神奈川県大和市中央２丁目14番９号　グランドハイツ８号
債務者　水島　立善
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１０号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目36番９―946号
債務者　高橋　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１２号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目５番40号　コーポマツモト202
債務者　太田　　敦
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５９号
横浜市戸塚区戸塚町2029番地６　ヒルテラス戸塚101号
債務者　黒瀬　万里（旧氏名鈴木芳江・菱芳江・黒瀬芳江）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０６号
横浜市南区永田みなみ台２番７―105号
債務者　佐脇　麗子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４５号
横浜市港北区高田西１丁目６番２号　ハイブリッジ高田101
債務者　小森　康弘
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２号
静岡市葵区三番町３番地の21
債務者　小林みどり
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
静岡県藤枝市中ノ合243番地の９　パノーラ南部103号、旧住所静岡県藤枝市時ケ谷1720番地の２
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８号
静岡市清水区浜田町４番35号　浜田マンションＡ―306、旧住所静岡市葵区瀬名２丁目17番20号　ソレイユ瀬名201号
債務者　長井　　泉
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６号
静岡県島田市伊太2404番地の８　伊太第三市営住宅７号室
債務者　高橋　良夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
静岡県藤枝市大東町296番地
債務者　生田ちず子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２号
静岡市駿河区西島966番地
債務者　清水　千歳
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部